

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第 152号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

「第4章 保険給付（第1
目次中「第4章 保険給付（第12条～第24条）」を

第4章の2 指定地域密

2条～第24条）

に改める。

着型サービス等の事業の設備及び運営に関する基準（第24条の2）」

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 指定地域密着型サービス等の事業の設備及び運営に関する基

準

第24条の2 法第78条の4第4項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第93条第1項に定める基準に代えて、本市が定める指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る共同生活住居の数の基準は、当該事業所に設ける共同生活住居の数が2以下（近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域（以下「既成都市区域」という。）にあっては、3以下）であることとする。

2 法第115条の14第4項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第73条第1項に定める基準に代えて、本市が定める指定介護予防認知症対応型共同

生活介護事業所に係る共同生活住居の数の基準は、当該事業所に設ける共同生活住居の数が2以下（既成都市区域にあるものにあっては、3以下）であることとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市介護保険規則の規定は、この規則の施行の日以後に介護保険法第42条の2第1項本文の指定の申請又は同法第54条の2第1項本文の指定の申請がなされる事業所について適用し、同日前にこれらの指定の申請がなされた事業所については、なお従前の例による。

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）